

# 平生町建設工事最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、平生町が競争入札（以下「入札」という。）により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領において、最低制限価格の対象とする工事（以下、「対象工事」という。）は、設計金額（消費税及び地方消費税の額を含む）が100万円未満の町単独工事を除く入札を行う建設工事を対象とする。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、次により算出した額とする。なお、工事費構成については、「山口県低入札価格調査実施要領」及び「山口県建設工事最低制限価格制度実施要領」に係る取扱いについて」を用いることとする。

(1) 土木系工事（土木等一般工事）

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の9/10+一般管理費等の7/10」（各費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨）を合計）を次の①から③のとおり切り上げた価格とする。

- ① 1,000万円以上の場合には10万未満を切り上げた価格とする。
- ② 100万円以上1,000万円未満の場合には1万円未満を切り上げた価格とする。
- ③ 100万円未満の場合には千円未満を切り上げた価格とする。

(2) 土木系工事（土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+機器単体費※の9.2/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の9/10+一般管理費等の7/10」（各費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨）を合計）から千円未満を切り捨てた価格とする。

※○機器単体費とは、「当該機器の製作工場等において機能や性能の確認（品質証明等を含む）がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないもの」を調達する費用をいう。

(3) 営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事及び解体工事）

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の9/10+一般管理費等の7/10」（各費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨）を合計）を第3条-(1)-①から③のとおり切り上げた価格とする。

営繕系工事において直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、以下によるものとする。

ア イを除く営繕系工事

直接工事費に10分の1を乗じた額（小数点以下切捨）

イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

直接工事費に10分の2を乗じた額（小数点以下切捨）

（予定価格調書への記載）

第4条 対象工事に係る最低制限価格を設定したときは、当該最低制限価格を予定価格調書に記載するものとする。

2 最低制限価格に満たない価格による入札が行われたときは、入札価格調書に当該入札において無効と決定した旨を記載するものとする。

（入札参加者への周知）

第5条 入札執行者は、最低制限価格が設定されていること、及び最低制限価格を下回る入札が行われた場合は当該入札をした者は落札者となれないことを入札執行前に周知する。

（落札者の決定）

第6条 入札執行者は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

（委任）

第7条 この要領の実施に関し必要な事項は、指名審査会に諮って決定するものとする。

附 則

この要領は、平成22年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日以降入札公告又は指名通知するものから適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日以降入札公告又は指名通知するものから適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日以降入札公告又は指名通知するものから適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月16日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和2年3月4日から施行する。

2 平生町建設工事（単独事業）最低制限価格制度実施要領は、この要領施行日に廃止する。

附 則

この要領は、令和3年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月18日から施行する。